

基地関係特別委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 令和2年4月14日（火）

午後1時33分 開会

午後2時34分 閉会

○ 場 所 第3常任委員会室

○ 出席委員（9名）

委員長	知名康司
委員	平安座武志
委員	真喜志晃一
委員	上里広幸
委員	石川慶

副委員長	桃原功
委員	桃原朗
委員	栄田直樹
委員	宮城克

議長	上地安之
----	------

○ 欠席委員（0名）

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（2名）

消防長	浜川秀雄
-----	------

消防長	又吉清
-----	-----

○ 議会事務局職員出席者（3名）

庶務課長	仲村厚子
主任主事	渡嘉敷真

議事担当主査	大城拓也

○ 協議案件

普天間飛行場から泡消火剤が漏出した事故について

基地関係特別委員会 会議録（要旨）

令和2年4月14日（火）

○知名康司 委員長 ただいまから基地関係特別委員会を開会いたします。

（開会時刻 午後1時33分）

【協議事項】

普天間飛行場から泡消火剤が漏出した事故の取り扱いについて

○知名康司 委員長 委員長、副委員長及び事務局で調整した決議及び意見書案を配付した。各委員から御意見をいただきたい。

○宮城克 委員 決議案の上から7～8行目について、「平成19年以降7件も発生している。」との記載があるが、普天間飛行場以外の事故も含まれているため、「平成19年以降県内で7件も発生している。」としてはいかがか。

（「異議なし」という者あり）

○平安座武志 委員 決議案の上から9行目について、「市は米軍に対し、事故が発生した10日のうちに漏出した泡消火剤の回収を求めたが」と記載されているが、市長が発表した抗議文には沖縄防衛局を通じて米軍へ回収を求めた旨の記載がある。事実関係を正確に表現するためにも「市は沖縄防衛局を通じて米軍に対し、事故が発生した10日のうちに漏出した泡消火剤の回収を求めたが」としてはいかがか。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員 決議案の上から11～12行目について、現場に到着した普天間飛行場の司令官が「雨が降れば収まる」と発言したとの報道がある旨の記載があるが、事実確認を行いたい。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後1時41分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後1時42分）

○消防長 司令官及び通訳を始め、米軍関係者が現場に来た際、宇地泊橋から300～400メートルほど進んだ場所で司令官に状況の説明を行った。その話の中で司令官が「今後雨が降るが、それについては認識しているか。」と発言した。それについて「当然、夜半から天気が崩れる、雨が降ることは認識している。」と答えた。その後、司令官から「それによって状況が変わることも認識しているか。」との発言があった。雨が降り、川の水位が上がることで現在の隊員の活動はこのまま継続できないと判断し、「認識しています。」と答えた。私が通訳を介して受けた印象は雨が降ることによって収まる、事態が好転するといったニュアンスではなかったと認識している。

- 桃原朗 委員** 司令官とのやり取りは現場の中で通訳を介しながらなされており、情報共有するのに行き違いがある可能性もある。こうだったのではないかと推測して曖昧な情報を決議及び意見書に記載するべきではないと考える。
- 消防長** いずれにしても、司令官から雨が降ることによって事態が収まるとの直接的な発言はなかった。
- 平安座武志 委員** 決議案には米軍の当事者意識の欠如を指摘する箇所もあるが、現場ではそのような態度であったのか。
- 消防長** 米軍、米軍の消防、宜野湾市消防も含めて活動に限界があることは認識していた。米軍は原因者であるが、その延長線上にある除去活動を本当に効果的に行うことはできないという表現になると認識している。実際に流出させていることから米側にしっかりと対応していただくのが筋であるが、だからと言って軍がこれに対応できるのかということとはまた別の問題と解釈している。本来は米軍がやるかどうかとも別の次元のことかと考える。
- 平安座武志 委員** 米軍は基地内での作業に従事したいとの話はあったか。
- 消防長** お互いに活動報告をする中で基地からの流出を止めることに集中したい旨の発言はあった。
- 平安座武志 委員** 米軍に当事者意識がなかったということではなく、雨が降れば収まるとのニュアンスを含んだ発言でもなかったと理解する。決議案には記載すべきではない。
- 桃原功 委員** 発言を現場で聞いたという消防長の答弁のとおりと受け止めるが、海兵隊政務外交部長が現場で「私たちに何かできることはあるか。」と発言したとの報道もある。これについてはいかがか。
- 消防長** 先ほど説明したとおり、こちらの活動の内容を説明する中で、逆に言うと皆さんのところで何か活動ができるのであればやってくださいと、ある程度活動の内容というのは限られていたため、個別に何かできるのであればやっていただきたいと、そのような話の延長線上で皆さんに協力できることはないかという発言であったと認識している。
- 桃原功 委員** 事故の当事者は米軍であり、漏出した責任は米軍にあるが、いち早く宜野湾市の消防が駆けつけて作業に従事していた。消防長は現場で米軍関係者が私たちにできることはあるかとの発言を受けてどう感じたのか。私としては、そちらが事故を起こしておきながらその発言はないのではないかと、当事者意識に欠けるのではないかとすることを指摘せざるを得ない。本来であれば米軍がいち早く駆けつけて作業しなければならぬが、そうではない。私は、市の消防職員が一生懸命作業を行っている中で何かできることはないかと発言したことは好意的に捉えてい

ない。実際に現場で発言を聞いた消防長の感覚はどうだったのか。

○**消防長** 当然、活動してからかなり時間が経過してからの到着であったため、本来ならばもう少し情報を共有できればよかったと思っている。そういう意味からすると、原因をつくったのが米軍である以上はしっかり対応するのが当然の原則であると思っている。現場で私が懸念したのは、泡消火剤が水と混ざった状態で漏出したのか、それとも泡消火剤の原液が漏出したのかによって泡の流出量が変わってくるということである。要するに、泡の原液が漏出した場合、川の水と化合してしまうと泡がさらに広がる可能性があった。そういう点で、もう少し情報が欲しかったというのが本音である。見る人が見ればもう少し当事者意識を持って早めに対応していただきたいという見方があることは承知している。もう少しお互いが情報を共有して連携を密にしていれば被害の軽減に努められたのではないかと考える。

○**桃原功 委員** 現場で発言を聞いたときはあまり好意的に感じなかったと認識してよいか。

○**消防長** 現場の活動に感情を入れることはない。河川は県の管轄であり、本来は県が除去作業を行うべきではないかとの意見も伺ったが、市民の生命、身体、財産を守り、安心を与えるためには最終的には消防が受け皿にならざるを得ない。そこに当事者意識があったかなかったかなどの言及を行うことはできない。

○**桃原功 委員** 泡消火剤が基地内で流出すれば排水口を通じて河川に流れることを米軍は容易に想像できたはずだ。米軍から事前に連絡はあったのか。

○**消防長** 当時、どの程度の量が漏出しているのかを把握できない状況であり、既に河川に流入しているのか、または基地内で収まっているのかは不明であった。そのため、市長はしっかりとした説明を現在求めているところである。

○**上里広幸 委員** これまでの消防長の答弁を聞いてみると、基地司令官らの発言についての新聞報道はある程度ニュアンスによって記事が構成されていると考える。決議及び意見書においては、事実を積み上げて表現してはどうか。実際に起こったことは、米軍は事故が起こった翌日の11日の午後に現場に到着したこと、その後も効果的な対応はとらなかったということである。これをもって当事者意識を欠いていると表現してはどうか。

○**桃原功 委員** 普天間飛行場司令官の発言については削除し、当該箇所を「住宅地に飛散した翌11日の午後に現場に到着しており、回収の対応などもなされず、当事者意識が欠如しており到底容認できるものではない。」としてはいかがか。

○**上地安之 議長** 回収の対応がなされていないとの趣旨の記載についてであるが、回収対応は認められていたのか。つまり、状態を放置したと取られかねない。現場には到着したものの、回収作業は実施しなかった、本来やるべき作業を行わなかった

ということになりかねない。実際にそうであったのか。

○**消防長** 先ほども話したが、果たして軍が漏出した消火剤を回収する義務があるか
ということは私たちが言及することはできない。民家で漏出事故があった場合でも
そうであるが、市消防に回収する任務があるかとなると、若干疑問が残る。基本的
には火災から市民の生命、身体、財産を守るのが消防の任務である。今回の対応は、
災害の被害軽減のために行ったものである。軍の任務に回収業務が含まれるかは不
明である。任務を負っているのかは不明である。

○**上地安之 議長** 日米地位協定の中の調査権であるとか、任務に基づいて作業ができ
るのかを把握した上で文言を追加する必要があるのではないか。

○**消防長** 今回、現場に到着したのが軍の中で回収を担当するセクションであったの
かも不明である。

○**上地安之 議長** 米軍が直接回収を担当するというのであれば、こちらは手が出せ
なかった可能性もある。日米地位協定の中で米軍の調査権が優先されることによっ
てそこに入ることができなくならなかったかということが心配である。

○**消防長** ヘリの墜落事故に関してもそうであるが、実際は現場に入るのはしっかり
協議するという形になっている。それができるかどうかはこちらが判断できること
ではない。地位協定でどのような位置付けかも判断しかねる。

○**桃原功 委員** 2015年に日米地協定の環境補足協定が締結されている。環境に及ぼす
事故が現に発生した場合、基地内立入調査を行うことができるとの規定があるが、
これをもって米軍にどういう義務があるのか明らかにすることは難しい。米軍が回
収任務を負っているかはここには規定されていない。しかし、米国政府は国防権限
法案を出しており、そこではP F A Sに関して米国内、基地内の環境浄化をしよう
という予算を計上している。海外の米軍基地に関しても認められるのではないかと
いう動きがある中で、私たちの島を守るという意味からもきちんと回収してほしい
という言い回しは表現できるのではないか。

○**消防長** 想定の問題には答えることができない。今回は、普天間飛行場司令官の発
言内容について説明するために出席している。決議及び意見書は我々が判断するも
のではないことから、議会で審議していただきたい。

○**知名康司 委員長** 休憩いたします。(午後2時20分)

○**知名康司 委員長** 再開いたします。(午後2時21分)

○**知名康司 委員長** 先ほど上里委員から提案のあったとおり、米軍が効果的な対応を
実施しなかったとする文言を加えることでよいか。

(「異議なし」という者あり)

○**知名康司 委員長** 「当事者意識が欠如しており」という文言の追加についてはいか

がか。

○平安座武志 委員 「当事者意識が欠如しており」との文言ではなく、市長が沖縄防衛局長に提出した要請文の「効果的な対応をすることなく、本市の多くの職員がその対応に追われることとなったことについても強い怒りを禁じえない。」という箇所を引用してはいかがか。

○桃原朗 委員 そのとおりでよいと考える。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 そのほかの部分で修正等の御意見はないか。

（「進行」という者あり）

○知名康司 委員長 ただいま御意見のあったとおり修正してまいりたい。細かい字句整理等については、正副委員長及び事務局で調整を行うこととしてよいか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 次に、要請先について諮りたい。抗議決議にはついては、駐日米国大使、第三海兵遠征軍司令官・沖縄地域調整官、在沖米国総領事、普天間航空基地司令官、意見書については、内閣総理大臣、外務大臣、環境大臣、厚生労働大臣、防衛大臣、沖縄防衛局長、外務省沖縄担当大使、沖縄県知事としてよいか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 要請方法について諮りたい。

○桃原功 委員 県内関係機関へは直接要請、県外へは郵送としていただきたい。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 ただいま提案のあったとおり、県内6カ所へ直接要請を行い、残りは郵送対応といたしたい。直接要請行動のメンバーについてはいかがか。

○石川慶 委員 要請先との調整の中でコロナウイルス感染拡大防止を理由に人数制限を行いたいとの申し出があれば対応を行うということではよいのではないか。

○桃原朗 委員 そのとおりでよいと考える。

○平安座武志 委員 人数制限を絞って調整を行うことで、コロナウイルス感染拡大防止対策を行った上での要請であることを示せる。あくまでも抗議であり、対策は既に行っているという姿勢によって要請を受けざるを得ない状況をつくれるのではないか。

○柴田直樹 委員 市民、県民が不安に感じており、宜野湾市で起こったことでもあるため、現段階では委員全員で要請行動を行うこととしてよいのではないか。

○知名康司 委員長 コロナウイルス感染拡大防止のために人数制限を行っていただきたいとの申し出があった場合は対応を検討することとしてよいか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 本会議提出日について事務局から説明させたい。

○議会事務局 当局と調整を行ったところ、本日、基地関係特別委員より臨時会招集請求が行われた場合、最短で4月17日に本会議を開くことが可能とのことであった。

○知名康司 委員長 それでは、本日付けで臨時会招集請求を行い、臨時会が開かれる4月17日に直接要請行動を行うよう調整したいが、いかがか。

(「異議なし」という者あり)

【協議結果】

意見書・決議文を修正の上、4月17日の本会議へ提出する。抗議決議の宛先は、駐日米国大使、第三海兵遠征軍司令官・沖縄地域調整官、在沖米国総領事、普天間航空基地司令官。意見書の宛先は、内閣総理大臣、外務大臣、環境大臣、厚生労働大臣、防衛大臣、沖縄防衛局長、外務省沖縄担当大使、沖縄県知事とする。直接要請行動は、上記のうち県内在の機関へ調整を行うこととし、残りは郵送にて対応する。要請行動は4月17日午後に行うこととするが、今般のコロナウイルスの感染拡大に伴う人数制限等について依頼があった場合は調整を行うこととした。

○知名康司 委員長 以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

閉会時刻 (午後2時34分)